

【プロポーザル評価表】

委託名称 登録有形文化財帯解駅本屋保存整備工事設計業務委託

1 書類による審査

評価項目	評価の着目点		配点	判断基準
業務実績	企業	過去20年間（平成17年度～令和6年度）に、延べ面積50㎡以上の木造の文化財建造物（国・都道府県・市区町村指定文化財・登録有形文化財・その他の歴史的建造物）の解体修理又は半解体修理工事（いずれも工事費30,000千円以上）の設計監理業務を受注し、履行した実績	12	国指定文化財 4点 都道府県・市区町村指定 3点 登録有形文化財 2点 その他の歴史的建造物 1点 ※上位3件を評価
	管理技術者	上記業務に従事した実績	12	国指定文化財 4点 都道府県・市区町村指定 3点 登録有形文化財 2点 その他の歴史的建造物 1点 ※上位3件を評価 ※管理技術者の立場 ウェイト1.0 担当技術者の立場 ウェイト0.5
	構造分野担当技術者	過去20年間（平成17年度～令和6年度）に、延べ面積50㎡以上の木造の文化財建造物（国・都道府県・市区町村指定文化財・登録有形文化財・その他の歴史的建造物）の解体修理、半解体修理又は構造補強工事（いずれも工事費30,000千円以上）の設計監理業務に従事した実績	6	国指定文化財 2点 都道府県・市区町村指定 1.5点 登録有形文化財 1点 その他の歴史的建造物 0.5点 ※上位3件を評価
資格等	管理技術者	一級建築士、二級建築士または木造建築士としての経験年数	3	15年以上 3点 10年以上 2点 5年以上 1点 5年未満 0.5点
		文化財建造物修理技術者講習等の受講歴 ・修理主任技術者講習会 ※文化庁主催 ・修理技術者養成教育 ※(公財)文化財建造物保存技術協会主催	3	主任講習会修了 3点 養成教育修了 1点
	構造分野担当技術者	構造設計一級建築士資格もしくは一級建築士、二級建築士または木造建築士としての経験年数	3	構造設計一級建築士である 3点 10年以上 2点 5年以上 1点 5年未満 0.5点
		文化財建造物修理技術者講習等の受講歴 ・修理主任技術者講習会 ※文化庁主催 ・修理技術者養成教育 ※(公財)文化財建造物保存技術協会主催	3	主任講習会修了 3点 養成教育修了 1点

2 提案書及びヒアリングによる審査

評価項目	評価の着目点		配点	優れる 100%	やや 優れる 75%	普通 50%	やや 劣る 25%	劣る 0%
実施方針等	文化財を扱うことについての基本的な理解と取組姿勢が適切か		6	6	4.5	3	1.5	0
	仕様書や、保存活用計画の基本方針・課題をふまえた内容になっているか		6	6	4.5	3	1.5	0
	本事業における協働の相手である帯解駅舎保存・活用の会との協議についての認識が適切か		6	6	4.5	3	1.5	0
	人員が確保され、効率的で実現性のある工程になっているか		4	4	3	2	1	0
技術提案	テーマ①傷んだ部材の 繕いや交換について	文化財の保存に適した内容か	4	4	3	2	1	0
		実績や経験に基づいた具体的な内容か	4	4	3	2	1	0
	テーマ②多目的室（現 事務室）への動線につ いて	文化財の保存と、建築物としての機能・安全性との両立を図る内容か	4	4	3	2	1	0
		実績や経験に基づいた具体的な内容か	4	4	3	2	1	0
	テーマ③耐震補強につ いて	文化財の保存と、建築物としての機能・安全性との両立を図る内容か	4	4	3	2	1	0
		実績や経験に基づいた具体的な内容か	4	4	3	2	1	0
	テーマ④設計の精度を 上げるための解体調査 について	調査の内容や方法についての認識が適切か	4	4	3	2	1	0
		実績や経験に基づいた具体的な内容か	4	4	3	2	1	0
参考見積額	配点×（最低見積額）/（見積額）（小数点以下切捨） ※見積金額において、奈良市予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領の最低制限基準価格の規定に準じ計算された価格を下回るものは0点とする		4					

注1 「その他の歴史的建造物」は、伝統的建造物群保存地区における修理事業、本市奈良町地区における歴史的風致形成建造物保存整備事業等、自治体から保存のための補助金の交付を受けて修理を実施した場合に限る。

注2 いずれかに0点の評価がある場合は失格とする（文化財建造物修理技術者講習等の受講歴は除く）。